

福島市中小企業一般融資要綱

(目 的)

第1条 この制度は、市内中小企業者の経営基盤の強化のため、資金の供給の円滑化を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。

(預 託)

第3条 福島市（以下「市」という。）は、第1条の目的達成のため、財政資金を市の指定する金融機関（以下「取扱金融機関」という。別表1）に預託するものとする。

2 福島県信用保証協会（以下「信用保証協会」という。）は、取扱金融機関に対し、前項の預託額の5倍に相当する額を保証するものとする。

3 取扱金融機関は、第1項の預託金を原資として預託額の5倍に相当する額を市内中小企業者に対し融資するものとする。

(融資対象)

第4条 融資の対象は、次に掲げるものとする。

(1) 一般枠

原則として1年以上市内に住所を有し（1年以上市内に住所を有する個人事業主が市内において法人化した場合を含む。以下同じ。）、同一事業を引き続き1年以上営み、その経営が健全でかつ市税の未納がない中小企業者とする。

(2) 震災特別枠

平成23年東日本大震災又は福島第一原子力発電所事故（以下「震災等」という。）により事業活動に影響を受け、原則として1年以上市内に住所を有し、同一事業を引き続き1年以上営み、市税の未納がない中小企業者で次のいずれかに該当するものとする。

- ① 震災等により事業用資産の罹災証明書の交付を受けたもの。
- ② 最近3ヶ月間の売上高等が、震災等の影響を受ける直前の同期に比して5%以上減少しているもの。（様式第1号）

(適用期間)

第5条 前条第2号に該当し融資を受けようとするものは、取扱金融機関に令和8年3月31日までに融資申し込みをしなければならない。

(貸付条件)

第6条 取扱金融機関が第3条第3項の融資を行う場合の条件は、次のとおりとする。

(1) 一般枠

- | | | | |
|---------|----------------------|--------------|--|
| ① 資金の用途 | 経営基盤の強化に必要な運転資金、設備資金 | | |
| ② 貸付金額 | 運転資金 | 1企業2、000万円以内 | |
| | 設備資金 | 1企業2、000万円以内 | |
| ③ 融資期間 | 運転資金 | 10年以内 | |

- 設備資金 15年以内
- ④ 返済方法 分割返済とする(1年以内の据置を認める。)。ただし、短期資金(1年以内)は、一括返済を認める。
- ⑤ 保証人及び担保 法人等の場合 必要に応じて徴求する。ただし、代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。
- 個人の場合 必要に応じて徴求する。
- ⑥ 貸付利率 貸付期間5年以内 固定 年利2.0%以内
貸付期間5年超10年以内 固定 年利2.1%以内
貸付期間10年超15年以内 固定 年利2.4%以内
- ⑦ 信用保証料 貸付金額に対する年間の責任共有保証料率は、次のとおりとする。

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%

ただし、信用保証協会の定めにより、割引料率が適用される場合がある。

(2) 震災特別枠

- ① 資金の用途 事業の再建に必要な運転資金、設備資金
- ② 貸付金額 運転資金 1企業3,000万円以内
設備資金 1企業3,000万円以内
- ③ 融資期間 運転資金 10年以内
融資期間 設備資金 10年以内
- ④ 返済方法 分割返済とする(2年以内の据置を認める。)。ただし、短期資金(1年以内)は、一括返済を認める。
- ⑤ 保証人及び担保 法人等の場合 必要に応じて徴求する。ただし、代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。
- 個人の場合 必要に応じて徴求する。
- ⑥ 貸付利率 固定 年利1.7%以内
- ⑦ 信用保証料 貸付金額に対する年間の責任共有保証料率は、次のとおりとする。

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%

ただし、信用保証協会の定めにより、割引料率が適用される場合がある。

2 利用限度額(本資金の貸付残高を含む。)は、一般枠及び震災特別枠いずれも運転資金及び設備資金を合わせて次のとおりとする。

- (1) 一般枠 1企業2,000万円

(2) 震災特別枠 1企業3,000万円

(融資申込み)

第7条 本資金の融資を受けようとする者は、次に掲げる書類を取扱金融機関に提出しなければならない。

(1) 市税の直近の納税証明書又は完納証明書の写し

(2) 取扱金融機関及び信用保証協会並びに市長が必要と認める書類

(取扱金融機関の審査)

第8条 前条の書類等を受理した取扱金融機関は、速やかに内容の審査を行い、信用保証協会の求める書類を添えて信用保証協会に送付するものとする。

(信用保証協会の審査)

第9条 前条の書類等を受理した信用保証協会は、速やかに内容の審査を行い、保証することが適当と認めるときは、信用保証書を当該取扱金融機関に送付するものとする。

(融資実行)

第10条 前条の信用保証書を受理した取扱金融機関は、融資が適当と認めるときは融資を実行するものとする。

(保証融資状況の報告)

第11条 信用保証協会は、その月分の保証融資状況を翌月10日までに市長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和47年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和48年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和49年4月1日から施行する。

福島市中小企業特別融資要綱（昭和46年11月1日施行）は本要綱に包含する。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和５２年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和５３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和５３年１０月２日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和５４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和５５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和５６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和５７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和５９年１月４日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和５９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和６０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和６１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和６１年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和６２年１月５日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和６２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２年４月２日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３年１１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成４年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成５年１０月１２日から施行する。

附 則

この要綱は、平成７年４月３日から施行する。

附 則

この要綱は、平成８年１月４日から施行する。

附 則

この要綱は、平成９年１月６日から施行する。

附 則

この要綱は、平成９年５月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成９年１２月１５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、名称を「福島市中小企業経営合理化資金融資要綱」から「福島市中小企業一般融資要綱」と改称し、平成１５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年１月１８日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年１２月２２日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月２６日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年９月１２日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

【取扱金融機関】

東邦銀行、福島銀行、福島信用金庫、大東銀行、常陽銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、荘内銀行、きらやか銀行、福島県商工信用組合、商工組合中央金庫
--

福島市中小企業一般融資（震災特別枠）の融資申込要件に関する報告書

年 月 日

取扱金融機関 様

(申請者)
住 所 _____
名 称 及び _____
代表者氏名 _____

連絡先(電話番号) _____ - _____

私は、_____業を営んでいますが、平成23年東日本大震災又は福島第一原子力発電所事故による経済の収縮等の影響により、下記のとおり売上高等の減少が生じ、経営の安定に支障が生じておりますことを報告いたします。

記

1. 売上高等 ※1
最近 3 カ月間の売上高等
 $(B)-(A)/(B) \times 100$

減少率 _____ % (5%以上)

売上高（最近 3 ヶ月）

(A)：申請時点における最近 3 カ月間の売上高等 _____ 円

(B)：震災の影響を受ける直前の(A)の期間に対応する 3 カ月間の売上高等 _____ 円

2. 売上高(最近 3 ヶ月)の確認資料

- ☐ 試算表
☐ 決算資料
☐ 確定申告書資料
☐ 売上台帳
☐ その他 (_____)
上記の該当する項目にチェックをしてください。

対象月	対比年 (年)	対象月	今 年
月	円	月	円
月	円	月	円
月	円	月	円
計 (B)	円	計 (A)	円

※1 売上等の見込額の比較はできません。売上等の実績額の比較とします。 注）本書とは別に信用保証協会又は金融機関による金融上の審査があります。 R5.4.1